

## 介護職員処遇改善手当の支給について

### ●介護職員等ベースアップ手当(明細には処遇改善手当2と記載)

※対象職員は収入・職種に関係なく派遣職員以外の全職員

- A.夜勤業務のある介護職員
- B.日勤業務の介護職員
- C.上記以外の職員
- D.非常勤職員の場合は勤務時間数により算出

支給日 ; 毎月の給与時

◎支給額は月によって変動します

### ●特定処遇改善手当(明細には処遇改善手当1と記載)

※令和4年度までは下記に該当する派遣職員以外の職員に

年2回に分けて支給していましたが、令和5年6月分からは毎月支給します

支給日 ; 毎月の給与時

◎支給額は月によって変動します

A

① 勤続年数7年以上及び介護フロア主任等経験のある介護福祉士

② ①のうち日勤業務が主体の介護職員

B

③ ①②以外の介護職員

④ ③のうち日勤業務が主体の介護職員

C

⑤ ①~④以外の年収440万円以下の職員で、居宅介護支援事業所及び地域包括の職員を除く

D 非常勤職員の場合は勤務時間数により算出